

## 東海市物品及び役務の提供等電子調達試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市物品及び役務の提供等電子調達実施要領に基づく電子調達の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(試行期間)

第2条 試行期間は平成21年4月1日から当分の間とする。

(対象案件)

第3条 電子調達の対象とする発注案件は、次のとおりとする。

- (1) 指名競争入札（総合評価指名競争入札を除く。）によるもので、物品の買入れ、借入れ及び役務の提供等のものとする。
- (2) 随意契約（オープンカウンタに限る。）によるもので、原則として設計金額又は積算金額が15万円以上のもので市内業者のみで対応が出来る案件とし、次のいずれかに該当する営業種目のものとする。

ア 電算機器

イ 文房具・事務用機器

ウ 自動車・自転車

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。